

# ヴァヌアツ共和国の刑事制裁

永田憲史

- 一. はじめに
- 二. 刑事裁判制度
- 三. 刑事制裁
- 四. おわりに

## 一. はじめに

ヴァヌアツ共和国 (Republic of Vanuatu) は、オーストラリアの北東に位置する約八〇の島からなるニュー・ヘブリデズ諸島 (New Hebrides; Nouvelles Hebrides) で構成されるメラネシアの島嶼国家である。総面積は約一二二〇〇平方キロメートルである。人口は、約二〇万人であり、約六五の島に分かれて暮らしている。首都は、中部にあるエファテ島 (Ile Efate) のポートヴィラ (Port Vila) であり、約二〇〇〇〇人が暮らしている。国内には、約一二〇の言語が存在し、文化や慣習も多岐に亘っている。

この地には、遅くとも紀元前一〇〇〇年頃、ラピタ集団が暮らし始めたと考えられている。<sup>(1)</sup> ヨーロッパ人が最初に

確認したのは、紀元後一六〇六年のことであつて、スペイン人のペドロ・フェルナンデス・デ・クイロス (Pedro Fernandez de Quiros) によるものであつた。その後、一七六九年にフランス人のルイ・アントワヌ・ド・ブーゲンヴィル (Louis Antoine de Bougainville) が北部の島々に初めて上陸した。一七七四年には、イギリス人のジェームズ・クック (James Cook) が中部と南部の島々に初めて上陸し、この地をニュー・ヘブリディズ諸島と名付けた。一九世紀になると、イギリス人やフランス人を中心に多くのヨーロッパ人がこの地に來訪するようになり、交易や農業を営んだ。一八八六年、イギリスとフランスは、こうした自国民の生命と財産を守るため、共同して海軍による統治を行なつた。この形態は、一九〇六年になると、両国の共同統治地域 (Condominium) という形に發展した。この時期、住民裁判所 (native court) が作られ、この地の慣習に従うものとされた。

一九五七年、両国により任命された住民によつて構成される評議會 (council) が作られた。<sup>(3)</sup> これは、助言的な権能を有するにとどまるものであつた。オセアニアの植民地は、宗主国主導で独立が果たされる事例が多く見受けられたが、この地の状況は異なつていた。民族運動を主体とした独立運動が活発化し、多くの政党が誕生した。評議會は、一九七五年に多くの代表者が選挙により選出される代表者議會 (representative Assembly) へと生まれ変わり、一七八年には、内政自治権 (internal self-government) が認められた。また、一九七九年には、憲法起草委員会 (Constitutional Planning Committee) が創設され、イギリスとフランスの協力の下、憲法が作られ、議会選挙を経て、一九八〇年、ヴァヌアツ共和国として独立するに至つた。もっとも、独立に際して、英語系住民とフランス語系住民の間で対立が生じ、分離独立を唱えて、人口第二の都市ルガンヴィル (Luganville) を擁する北部のエスピルトゥ・サント島 (Ile Espiritu Santo) と、南部のタナ島 (Ile Tanna; Tana) で反乱が生じた。結局、パプアニュー

ギニア (Papua New Guinea) 軍の協力を得て、これを鎮圧したが、穏やかな船出とはいかなかった。近時、政党的離合集散が続ぎ、政治情勢は不安定となっている。

経済的には、慢性的に輸入超過であり、オーストラリア、フランス、ニュージーランド、我が国からの支援が国家財政を支えている。

法状況について見ると、<sup>(4)</sup> ① 憲法、② 定数五二人で任期四年の議会 (Parliament) が制定した法律、③ 独立前に制定された規則 (regulation)、<sup>(4)</sup> ④ 独立時に有効であつて、ヴァヌアツ共和国議会により無効が明示されていないイギリスとフランスの法律、⑤ イギリスとフランスの駐在長官 (Resident Commissioner) が制定した合同規則 (joint regulation) のうち、ヴァヌアツ共和国憲法に違反しないもの、⑥ イギリス国籍を有する者には、コモン・ロー (common law)、<sup>(5)</sup> ⑦ 慣習法が法源となっている。また、法曹資格については、法曹法 (Legal Practitioners' Act) が規定している。<sup>(5)</sup> 従来、オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニアで法律の学位を取得しなければならなかったため、ヴァヌアツ共和国内には一〇人程度の法曹がいるにすぎなかった。一九九四年以降、南太平洋大学 (The University of the South Pacific) の人文科学及び法学部 (Faculty of Arts and Law) の法学科 (School of Law) で法律の学位を取得できるようになり、ヴァヌアツ共和国内での法曹養成が可能となった。<sup>(6)</sup>

オセアニア諸国のように、人口が少なく、領土が点在する国家において、刑事司法がどのように運営されているかは興味深い問題である。人口規模が小さく、刑事司法運営に費用や手間をかけ難いオセアニア諸国の刑事司法制度を参考にするのは、① 比較法的関心を満たし、② 刑種の少ない我が国に新たな刑事制裁の可能性をもたらし、③ 将来、我が国の地方公共団体が犯罪者の処罰や処遇を行なう際に役立つ知見が得られる可能性がある。

このような観点から、トンガ王国、マーシャル諸島共和国、ナウル共和国に続いて、ヴァヌアツ共和国の刑事制裁を紹介し、検討することとしたい。ヴァヌアツ共和国は、先に述べたように、イギリスとフランスの共同統治を経験しており、法制度にどのような影響を与えているかを追究する点でも興味深い。今回も、南太平洋大学の人文科学及び法学部の法学科の関連施設である、太平洋島嶼法情報研究所 (Pacific Islands Legal Information Institute; PaLI) がインターネット上で提供しているデータベース (PaLI Databases)<sup>(8)</sup> を利用することができた。ヴァヌアツ共和国は、ピジン英語とフランス語のほか、英語を公用語としているため、条文も英語で入手できた。そこで、まず、刑事司法制度について、条文を手掛かりに紹介することとし、可能な限り、刑事司法運営の実態に迫ることとしたい。

以下では、まず、ヴァヌアツ共和国の刑事裁判制度について概観した上で、刑事制裁について紹介することとする。

- (1) Paterson, D., Vanuatu, In: Nnumy, M. A. (General Ed.), *South Pacific Islands Legal Systems* (University of Hawaii Press, 1993), pp. 365, 365-366; 印東道子「先史時代のオセアニア」山本貞鳥編『オセアニア史』(山川出版社、二〇〇〇) 一七頁以下、二七―三〇頁。
- (2) 連の歴史について詳しくは、Paterson, *supra* note 1, at 365-366; Care, J. C. et al., *Introduction to South Pacific Law* (Cavendish Publishing Limited, 1999), p. 3; 増田義郎「ヨーロッパ人の太平洋探検」山本編・前掲注(一)四六頁以下、六一―七七頁、豊田山貴夫「メラネシア史」山本編・前掲注(一)二二―頁以下、二二―二二二頁。
- (3) Paterson, *supra* note 1, at 365-367; Care, *supra* note 2, at 4, 6, 16-17; 豊田・山本編・前掲注(一)二五―二五六頁、小柏葉子「太平洋島嶼諸国関係と地域協力」山本編・前掲注(一)三五〇頁以下、三六二―三六二頁、三七―三七二頁。
- (4) Paterson, *supra* note 1, at 367-369; Care, *supra* note 2, at 22-23; コモン・ローの影響力はかなり低下しているとされる。Findlay, M., *Criminal Law of the South Pacific - Text and Materials on Criminal Law and Procedure in the South Pacific*

(42) Cap. 119 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.

(49) Paterson, *supra* note 1, at 393.

(7) 拙稿「トンガ王国の刑事制裁」関西大学法学論集五六卷四号(二〇〇六)七五頁以下、「マーシャル諸島共和国の刑事制裁」関西大学法学論集五七卷五号(二〇〇七)四七頁以下、「ナウル共和国における拘禁刑の代替策」関西大学法学論集五七卷六号(二〇〇八)九三頁以下。

(8) <http://pacli.org.vu/>, マラーサイトは <http://www.pacli.org/>.

## 二. 刑事裁判制度

以下では、刑事制裁がどのような手続で科されるかを見ておくこととした<sup>(9)</sup>。

起訴は、検察官 (Public Prosecutor) が行なう<sup>(10)</sup>。検察官は、司法大臣 (Minister of Justice) が委員長を務め、上級裁判所長官 (Chief Justice) らで構成される司法サーヴィス委員会 (Judicial Services Commission)<sup>(11)</sup> の助言に基づき、大統領 (President) により任命される。検察官は、何らの指示や統制を受けず、独立した存在であるとされる。一方、公的ソリシタ (Public Solicitor) が、司法サーヴィス委員会の助言に基づき、大統領により任命され、刑事事件においては、資力に乏しい被告人の弁護にあたる<sup>(12)</sup>。

まず、土地に関係する紛争から生じた刑事事件を取扱うものとして、島裁判所 (Island Court) がある<sup>(13)</sup>。慣習法に詳しい三人の判事で構成される。島裁判所は、量刑上、六月以下の拘禁刑 (imprisonment) 又は二四〇〇〇ヴァツ (Vatu; VT) (約二四〇〇〇円。1VT=1円で換算。以下同じ) 以下の罰金刑 (fine) を賦科できる。

鳥裁判所からの上訴審と、軽微事犯の第一審を行なうのが、治安判事裁判所 (Magistrate's Court) である。<sup>14</sup> 司法サーヴィス委員会の助言に基づき、大統領により任命された上級治安判事 (Senior Magistrate) と陪席治安判事 (lay magistrate) で構成される。鳥裁判所からの上訴審の場合、土地に関する慣習を踏まえて判断する必要があるため、慣習に詳しい複数の補佐人 (assessor) を陪席させなければならない。第一審の場合、原則として、法定刑が二年以下の拘禁刑 (imprisonment) とされている犯罪に関する事件の管轄を有する。上級治安判事に限って、法定刑が五年以下の拘禁刑とされている犯罪に関する事件を取扱うことができる。もっとも、この場合も、量刑上、二年以下の拘禁刑しか言い渡すことができない。

治安判事裁判所からの上訴審と、法定刑が二年以上の拘禁刑とされている犯罪に関する事件の第一審を行なうのが、上級裁判所 (Supreme Court) である。<sup>15</sup> 上級裁判所長官と二人の陪席判事 (puisne judge) で構成される。<sup>16</sup> 上級裁判所長官は、首相 (Prime Minister) と野党党首 (Leader of the Opposition) の助言に基づき、<sup>17</sup> 大統領により任命される。陪席判事は、司法サーヴィス委員会の助言に基づき、<sup>18</sup> 大統領により任命される。いずれも、ヴァヌアツ共和国で<sup>19</sup> の法曹資格を有していることが必要である。審理は、一人の判事と慣習法に詳しい二人の補佐人により行なわれる。<sup>20</sup> 上級裁判所からの上訴審を行なうのが、上訴裁判所 (Court of Appeal) である。<sup>21</sup> 上級裁判所の判事が上訴裁判所の判事としてその都度任命される。審理は、複数の判事により行なわれる。慣習法に詳しい補佐人を陪席させることができる。<sup>21</sup>

(6) 註一へ<sup>24</sup> Pararson, *supra* note 1, at 372-373, 382-384; Care, *supra* note 2, at 323-328.

(7) Art. 55 Constitution of the Republic of Vanuatu.

- (11) Art. 48 Constitution of the Republic of Vanuatu.
- (12) Art. 56 Constitution of the Republic of Vanuatu, Cap 177 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (13) Art. 52 Constitution of the Republic of Vanuatu, Cap 167 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (14) ss. 1-12, Cap 122 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (15) Art. 49 (1) Constitution of the Republic of Vanuatu, ss. 13-23, Cap 122 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (16) Art. 49 (2) Constitution of the Republic of Vanuatu.
- (17) Art. 49 (3) Constitution of the Republic of Vanuatu.
- (18) Art. 47 (2) Constitution of the Republic of Vanuatu.
- (19) Art. 49 (4) Constitution of the Republic of Vanuatu.
- (20) Art. 51 Constitution of the Republic of Vanuatu.
- (21) Art. 50 Constitution of the Republic of Vanuatu, ss. 24-26, Cap 122 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (22) Art. 51 Constitution of the Republic of Vanuatu.

### 三、刑事制裁

#### 1. 概況

ヴァヌアツ共和国では、刑事制裁 (penalty) として、財産の現物返還 (restitution of property)、罰金刑、財産没収 (confiscation of property)、プロバシオン (probation)、特定保健施設収容 (confinement in a specified health institution)、拘禁刑の六種類の刑事制裁が規定されている。死刑は廃止されている。

裁判所は、刑事制裁を賦科する場合で、刑事制裁に付加することが合理的であると考えられるときには、上級裁判所においては、五〇、〇〇〇 V T (約五〇、〇〇〇円) 以下、治安判事裁判所においては二五、〇〇〇 V T (約二五、〇〇〇円) 以下の費用の支払 (payment of cost) を求めうる。

また、裁判所は、刑の宣告猶予を行なうことができ、その際に条件を付すことができる。宣告猶予の期間は、三年以内で設定されなければならない。設定しない場合、一年とみなされる。また、宣告猶予と同時に、費用の支払、損害賠償 (damages)、被害弁償 (compensation)、現物返還 (restitution) を命ずることができる。さらに、裁判所の裁量で手続の打ち切り (discharge) を行なうことができる。この場合、無罪と同様の扱いとなるが、宣告猶予の場合と同様に、費用の支払、損害賠償、被害弁償、現物返還を命ずることができる。以下、刑事制裁を順に検討することとしたい。

## 2. 財産の現物返還

被害物件の所有者に対して現物返還を行なうよう犯罪者に求める刑事制裁である。裁判所は、被害物件を所有者に返還する期限を設定する。

裁判所が指定した日までに現物返還が行なわれない場合、犯罪者は拘禁刑に服さなければならない。その期間は、財産価値一、〇〇〇 V T (約一、〇〇〇円) ごとに拘禁刑一週間に換算した期間が最長となる。また、拘禁刑に服しても、民事上の責任が消滅するわけではないので、犯罪者の現物返還義務は消滅しない。

現物返還と被害弁償の支払を区別するのは、イギリス法の影響であると考えられる。

また、現物返還が行なわれない場合又は行なえない場合、被害弁償の支払を求め、被害弁償の支払がなされない場合に初めて拘禁刑などの刑事制裁で臨む法制が見受けられる中、<sup>30</sup>現物返還が行われない場合に直ちに拘禁刑が科されるのが特徴的である。このような規定となっているのは、伝統的な経済構造が広範に残存しているという事情が影響しているように思われる。

被害者救済に役立つ上、犯罪者に自己の行為の結果を認識させ、改善・更生・社会復帰の契機とすることができると、我が国でも、刑事制裁として、「現物返還命令」を導入すべきである。<sup>31</sup>

### 3. 罰金刑

国庫への金銭の支払を求める刑事制裁である。裁判所は、犯罪者の経済状態を斟酌し、即時全額の支払が困難であると考えられる場合には、支払期限の猶予又は分割払とすることができる。<sup>32</sup>

憲法上、不公正な財産剥奪は禁止されている。<sup>34</sup>

無期刑以外の拘禁刑が法定刑とされている場合、拘禁刑に代えて、罰金刑を賦科することができる。<sup>35</sup>この場合、罰金額が拘禁刑の上限の日数と一〇〇VT（約一〇〇円）の積を超えてはいけない。<sup>36</sup>

罰金刑が定められた期目までに支払われない場合、不払 (default) となり、罰金総額五〇〇VT（約五〇〇円）ごとに一日に換算して拘禁刑に代替する。<sup>37</sup>代替された拘禁刑は、六月を限度とする。但し、罰金刑が分割払とされ、その一回が不払となった場合、最後の分割払の日まで代替された拘禁刑を執行することはできない。分割払により一部が支払われた場合、その額に比例して拘禁刑が減輕される。いずれの場合も、拘禁刑の執行が終われば、罰金刑の

支払がなされたものとする。

無期刑以外の場合、拘禁刑を罰金刑に代替できるとする規定となっており、六月以下の拘禁刑などに限定をされることがなく、代替となる対象が大変広い点で特徴的である。拘禁刑の代替を広く認めるのは、地域社会の監視が行き届きやすく、地域社会で犯罪者の社会復帰を目指させるほうがよいことも多い上、小さな島嶼国家であるため、拘禁費用の負担が重いという事情もあると考えられる。

不払時には、不払額から自動的に拘禁刑の期間が決定される。不払に至った場合に、その理由に関係なく、一律に拘禁刑とすることには、ヴァヌアツ共和国憲法が保障する法の保護や平等取扱いの観点から、<sup>38</sup>我が国の労役場留置と同様の問題があると考えられる。<sup>39</sup>

#### 4. 財産没収

国家が犯罪者の所有又は占有する物を剥奪する刑事制裁である。<sup>40</sup>

没収の対象となるのは、① 犯行の手段として用いられた犯罪者の財産と、② 犯罪収益又は犯罪収益に財産価値の上で相当する犯罪者の財産である。① 犯行の手段として用いられた犯罪者の財産には、犯行現場に赴き又は逃走する際に利用された船舶 (ship)、ボート (boat)、航空機、自動車も含まれる。

付加刑としている我が国とは異なり、独立の刑事制裁である点が特徴的である。我が国でも、ヴァヌアツ共和国のように、独立して賦科できるようにすべきである。<sup>41</sup>

## 5. プロベーション

プロベーション・オフィサーの監督の下、社会内で犯罪者に生活を送らせつつ、一定の条件を遵守させる刑事制裁である。

裁判所は、拘禁刑に加えて又は代えてプロベーションを賦科しうる。その期間は、一年以上三年以内とされなければならない。<sup>13</sup>

プロベーションには、対象者全てに共通の一般条件と、個別の対象者ごとに設定される特別条件があり、特別条件は付加することが適切な場合にのみ付加される。<sup>14</sup> 一般条件は、(a) 一定の住所を居所とすること、(b) プロベーション・オフィサーの呼出に応じること、(c) プロベーション・オフィサーの訪問に応じ、その支援を得るために必要な情報と書類を全て提供すること、(d) 職業や住所を変更する場合、プロベーション・オフィサーに助言を得ること、(e) 二日以上不在にしようとする場合、プロベーション・オフィサーに報告し、帰着時に報告すること、(f) 国外に赴く場合、プロベーション・オフィサーに事前に許可を得ることである。<sup>15</sup> 特別条件は、(a) 特定の住所を居所として定めること、(b) 特定の場所に特別の許可なく立ち寄らないこと、(c) 職業の継続又は教育若しくは職業訓練コースを履修すること、(d) アルコール又は薬物の中毒を治療する病院での治療などの受診を行なうこと、(e) 家計に寄り添ったり、家族に生計費を定期的に支払うこと、(f) 自己の惹起した犯罪から生じた損害に対して被害弁償を行なうこと、(g) 自動車などの運転を行なわないこと、(h) 特定の場所や建物に出入りしないこと、(i) 賭け事や、アルコールの過度の消費又は一切の消費を控えること、(j) 特定の犯罪者、特に共犯者や幫助者との交際を控えること、(k) 特定の人又は集団を家に泊めないことである。<sup>16</sup>

治安判事は、対象者の事件を担当した治安判事により選任される無給のプロベーション・オフィサー (probation officer) の助力を得て、条件が遵守されているかを監督する。<sup>47</sup> プロベーション・オフィサーは、対象者が条件を遵守し、特に家族関係と就労などの点で改善に励んでいるかを観察し、治安判事にその状況を定期的に報告しなければならぬ。<sup>48</sup> 改善が不十分であるなどの問題が生じた場合、プロベーション・オフィサーは、事件を治安判事に付託しなければならぬ。<sup>49</sup> 治安判事は、いつでも、新たに特別条件を付加し、特別条件を変更することができる。<sup>50</sup>

条件違反があった場合、裁判所は、当該プロベーションの中止を命じ、プロベーション以外の新たな量刑を行なわなければならない。<sup>51</sup>

英米法の影響が強い国家では、宣告猶予とプロベーションが結び付いて規定されていることが多いが、<sup>52</sup> ヴァヌアツ共和国では、そのような関係が切斷されている。この点は、もともと、宣告猶予の制度を有さないフランス法の影響を受けた可能性がある。

## 6. 特定保健施設収容

特定の保健施設への収容を行なう刑事制裁である。アルコール中毒者若しくは薬物中毒者又は精神障害者がかかる中毒又は精神障害に関連して犯罪を惹起し、有罪認定された場合で、裁判所がその者を社会内で自由にすることが社会又はその者自身に危険を及ぼすと考えるときには、裁判所は特定保健施設への収容を命ずることができる。<sup>53</sup> 収容期間<sup>54</sup>は、アルコール中毒又は薬物中毒の場合は二年、精神障害の場合は五年を超えない範囲で判断される。<sup>54</sup>

かかる収容については、その状況及び収容を継続する必要性についての十分な報告が長くとも一二ヶ月ごとに上級

裁判所に送付されなければならぬ<sup>55</sup>。上級裁判所は、報告に基づき、必要であるか望ましいと考える場合、さらなる情報又は証拠を要求することができ、被收容者の出廷を求めることもできる<sup>56</sup>。上級裁判所が適切と考える場合、收容場所を訪問し、被收容者に面会することができ、また、上級裁判所は、被收容者その他あらゆる者の陳述又は不服申立てを受けて、いつでも收容の継続について審理することができる<sup>57</sup>。その上で、上級裁判所は、適切であると考えられる場合、收容を終了すべきとの判断を行なうことができる<sup>58</sup>。この場合、收容施設は、收容が終了したことについて遅滞なく裁判所に報告しなければならない。

我が国とは異なり、刑法典中にこのような規定が置かれている点が特徴的である。また、收容期間中に定期的な收容継続の必要性が司法によりチェックされることとなっており、人権保障を凶ろうとする姿勢が強く窺える。我が国の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一〇号）では、收容期間中に定期的に司法審査を行なうこととはなっておらず、ヴァヌアツ共和国のような規定を導入する必要性は高い。

## 7. 拘禁刑

刑事施設に拘禁する刑事制裁である。最高刑は、反逆罪（treason）、反乱教唆罪（inciting to mutiny）、強姦罪（rape）、殺人罪（intentional homicide）、胎児殺害罪（killing unborn child）、自殺幫助罪（aiding suicide）、海賊罪（piracy）、ハイジャック罪（hijacking）に規定されている無期刑である<sup>59</sup>。憲法上、非人道的な取扱いと強制労働が禁止されている<sup>60</sup>。

一六歳未満の者に対しては、原則として、拘禁刑を賦科できないが、他の刑種が適切でない例外的な場合には、拘禁刑を賦科しうる。<sup>61</sup> 一六歳未満の者に拘禁刑を賦科する場合、原則として、特別の施設 (establishment) で執行を行なわなければならない。例外的に、特別の施設がないときには、一六歳以上の者と分離して収容しなければならない。<sup>62</sup>

ヴァヌアツ共和国では、犯罪の性質、犯罪者の年齢、職業、雇用状態、家族状況、改善可能性などの諸般の状況を考慮して、一月以上六月以下の週末拘禁 (periodic detention) とすることが認められている。<sup>64</sup> 週末拘禁は、毎週金曜日の夕方から日曜日の夕方まで自由を剝奪する執行形態である。<sup>65</sup> この間、受刑者は、通常の拘禁刑受刑者と同様の待遇の下、毎日八時間以内の社会奉仕作業 (community work) を無報酬で行なわなければならない。週末拘禁とされた受刑者が金曜日の夕方になっても拘禁場所に現れない場合又は作業を適切に行なわない場合、週末拘禁は破棄され、裁判所により新たに週末拘禁以外の量刑がなされる。<sup>66</sup>

なお、先に述べたように、無期刑以外の拘禁刑は罰金刑で代替できるとされている。

ヴァヌアツ共和国では、週末拘禁が認められている点で特徴的である。犯罪者の中には、学校や仕事のない週末に犯罪を犯しやすい生活を送っている者も少なくない。そのような者の再犯を防止するために、このような執行形態の多様化は有益であると思われる。我が国でも、手間や費用がかかるといった問題もあるが、導入を検討するべきである。

(23) s. 98, Cap 136 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988. ( ) の費用の支払は、刑事制裁とはなっていないようにある。

(24) s. 42 (1), Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.

- (25) s. 42 (3), Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (26) s. 42 (2), Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988. これらの方法は伝統的に紛争解決の方法として用いられてきた。北構太郎「メラネシア法文化の側面——水平的に組織された社会における「compensation」の意義」比較法研究六〇号（一九九八）七頁以下、八—一三頁。そのような経緯もあって、いずれも、刑事制裁とはなっており、宣告猶予の条件の一例として規定されているようである。従って、後述の財産の現物返還とは、刑事制裁であるか否かという点でその法的性質が異なる。
- (27) s. 432 (1)-(3), Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988. かつでもまた、いずれも、刑事制裁とはなっており、手続の打ちりの条件の一例として規定されているようである。
- (28) s. 54, Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (29) 拙稿「トンガ王国」・前掲注(7)八四頁。
- (30) 拙稿「トンガ王国」・前掲注(7)八四頁。
- (31) 拙稿「トンガ王国」・前掲注(7)八四—八五頁、拙稿「マーシャル諸島共和国」・前掲注(7)五三頁。同様に、表示・表現目的から、刑事司法に関わる費用を刑事制裁として犯罪者に賦科しようとするものとして、「刑事制裁としての費用支払命令」関西大学法学論集五五巻六号（二〇〇六）六二頁以下、七三—八三頁。
- (32) 但し、罰金刑の全部又は一部を訴訟に要した費用に充当することができるとされている。s. 105 (1), Cap 136 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (33) s. 51 (1), Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (34) Art. 5 (1) (f) Constitution of the Republic of Vanuatu.
- (35) s. 51 (2), Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988. 刑法 (Penal Code) の各犯罪類型の法定刑は、原則として拘禁刑だけが規定されている。例外として、s. 82 (2) Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (36) s. 51 (3) Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (37) s. 52 Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.

- (38) Art. 5 (1) (d), (k), (2) Constitution of the Republic of Vanuatu.
- (39) 拙稿「刑事制裁としての被害弁償命令（二）・完」法学論叢一五三巻二号（二〇〇三）二二二頁以下、二二二—二二三頁、拙稿「マーシャル諸島共和国」・前掲注（七）五五頁。罰金刑の不払に対する対応を紹介したものととして、拙稿「ハンス・ヴァーン・フーファル著『スウェーデンにおける罰金刑の不払に対する拘禁刑』」関西大学法学論集五五巻六号（二〇〇六）二〇—二一頁以下、拙稿「フリーター・デュンケル著『罰金刑不払により刑務所へ収容される者の数の削減』」メタレンブルク・フオアボンメルン州（ドイツ）における公益労働を用いた経験」関西大学法学論集五六巻二号（二〇〇六）二五六頁以下。
- (40) s. 53, Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (41) 例文第「マーシャル諸島共和国でも、独立の刑事制裁とされている。拙稿「マーシャル諸島共和国」・前掲注（七）五六頁。
- (42) s. 45 (1), Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (43) s. 45 (2), Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (44) s. 46 (1), Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (45) s. 47, Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (46) s. 48, Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (47) s. 46 (2), (3) Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (48) s. 49, Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (49) s. 49 (2) Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (50) s. 46 (4), Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (51) s. 50 Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (52) 例えば、トンガ王国やマーシャル諸島共和国が挙げられる。拙稿「トンガ王国」・前掲注（七）二八七頁、拙稿「マーシャル諸島共和国」・前掲注（七）五八—五九頁。
- (53) s. 55 (1) Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (54) s. 55 (2) Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (55) s. 56 (1) Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.

- (56) s. 56 (3) Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (57) s. 56 (2) Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (58) ss. 55 (3), 56 (4) Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (59) ss. 59 (1), 60, 91, 106 (1), 113, 116, 145, 146 (1) Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (60) Art. 5 (1) (e) Constitution of the Republic of Vanuatu.
- (61) s. 38 (1) Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (62) s. 38 (2) Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (63) s. 44 (3) Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (64) s. 44 (1) Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (65) s. 44 (2) Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.
- (66) s. 44 (4) Cap 135 Laws of the Republic of Vanuatu Revised Edition 1988.

#### 四．おわりに

ヴァヌアツ共和国は、イギリスとフランスの共同統治という特異な統治形態を経たこともあって、イギリス法とフランス法双方の影響を受け、刑法の条文構造も、イギリス法の影響を受けた周辺諸国とは全く異なる規定となっている。また、刑事制裁の規定も周辺諸国とは若干異なるものとなっている。これは、ヴァヌアツ共和国の刑法が、周辺諸国とは異なり、新たに独自に編纂されたためであると考えられる。<sup>47)</sup>

今後、機会を見つけて、刑事制裁の運用がどのように行なわれているかについても研究を進めるとしたい。

(67) Findlay, *supra* note 4, at 12.

\* 本稿校正中、*Care, supra* note 2 の *Second Edition* (Routledge-Cavendish, 2007) に接した。